

木曽町行政改革大綱

第1 基本方針

平成17年11月1日旧木曽福島町・日義村・開田村・三岳村の4町村合併により木曽町が発足したことに伴い、新たに行政改革大綱を定めるものです。

旧4町村においてはそれぞれの行政改革大綱の中で、事務事業の見直しによる経費の削減をはじめ、行政課題に対応した組織・機構の見直し、計画的な職員数の削減及び給与・報酬等の人件費節減などの改革を掲げ、実現を目指して取り組んできたが、諸般の事情により十分な成果が上がったとは言いがたい状況です。

バブル経済破綻後の景気低迷が続くなか、平成15年度に国が打ち出した「三位一体の改革」による大幅な地方交付税の削減を契機に、待ったなしの行財政改革を余儀なくされ、「最少の経費で、最高の行政サービスの提供」を目指し積極的に取り組んできました。特に7町村及び4町村合併協議の中で行政の事務事業930項目について、平成14年8月から3年3ヶ月の歳月を費やし見直し・廃止も含め検討、調整を行ってきました。これらの労力・エネルギーは、大変大きなものがあり、正に木曽町の行政改革と言っても過言ではありません。

その結果として、4町村の合併が成立し 収入役を置かないなど特別職・議会議員数の減少を始めとする給与費の削減、各種補助金制度の見直し、物件費の抑制など、町民サービスの低下を可能な限り回避しながら、行政の簡素効率化と財政の健全化に引き続き取り組んできました。

しかしながら、最近の地方自治体を取り巻く環境は、地方分権が進み、かつ行政に求められているサービスがますます多様化・高度化し、質・量とも増大している中であって、急激に進む少子高齢化や高度情報化への対応をはじめ、国によるさらなる地方交付税の削減、国庫補助・負担金の廃止・削減及び税源移譲などの政策がとられ、これらの対応が不可欠となってきています。

また、行財政改革を推進するためには、職員一人ひとりが問題意識と目標達成の信念と意欲を持ち、その能力を十分に発揮することにより、限られた人員・財源を生かし、既存の枠組みや従来概念にとらわれない斬新な政策立案能力や町民の視点に立った発想力が求められています。

さらに、地方の時代が叫ばれる今日、行財政改革を真に実効性あるものにするためには、行政の責任領域を改めて見直し、各々の責任を明確にする中で、コストの削減などの効率化と積極的な民間活力の導入が必要であります。

町民の自主的な活動にゆだねる分野においては、4地区に設置した「地域自治組織」を中心としたまちづくりの主役である地域住民の参加意識の高揚に努め、地域住民が主体となって積極的に地域活動に取り組める施策を展開し、住民自らが参加・参画していることを実感できる地域づくりを行わなければなりません。

また、地方分権など、地方自治は新しい時代を迎える中で自らの責任と判断により、激動する時代の変化に柔軟かつ的確に対応できる体質に強化していかなければなりません。

こうした厳しい状況を踏まえ、目標策定ではなく実行に向けた計画と手法を持って、経費の削減

や事業の見直しはもちろん、住民と行政が知恵を出し合い、行政の改革を行うため、「木曽町行政改革大綱」を定めます。

第2 行政改革の進め方

この大綱の計画期間は、平成17年度から平成21年度までの5ヵ年間とする。

行政改革の推進にあたっては、次の3つの基本的指針を柱とする新行政改革指針(集中改革プラン)を策定するとともに、それを基に、その実現に努力するものとする。

(1) 達成すべき時期及び数値目標の設定

今後進める行政改革への方針を定めた実施事項は、できるだけ数値化して町民に公表し、責任ある行政改革の推進に努めものとする。

(2) 職員の意識改革とその責任の明確化

行政改革の推進にあたっては、慣例・前例にとらわれることなく、新しい発想にたった職員の意識改革を図り、一人ひとりが使命感と責任感をもって取り組むものとする。

(3) 町民の理解と協力体制の推進

町民主体の町政を推進するため、町は必要な情報を積極的に公開し、行政改革を進めていくための説明責任を果たすとともに、町民と行政が一体となって改革の推進を目指すものとする。

第3 行政改革推進の主要項目

歳出削減や歳入確保のためには、期限と数値目標の設定が不可欠であり、改革推進の主要項目を次の7項目とする。

- (1) 簡素で分かりやすい組織体制づくりと組織の継続的見直し
- (2) 持続可能な財政基盤の確立と財政の健全化
- (3) 行政評価制度の導入と事務事業の見直し
- (4) 職員数の適正化と人事評価制度の導入
- (5) 公共施設等の指定管理者制度の導入及び運営の合理化
- (6) 外郭団体の運営見直し
- (7) 町民と行政の協働による町政の推進

第4 主要項目の具体的な推進計画

(1) 簡素で分かりやすい組織体制づくりと組織の継続的見直し

効率的で活力ある行政運営を実現するためには、住民の理解と協力が不可欠であり、また行政には、さまざまな情報の提供や諸活動の説明責任を果たしていくことが、住民から求められています。

情報化の推進

高度通信技術の活用による行政の情報化を推進し、行政情報の積極的な提供と情報の

共有化を推進する。

テレビのデジタル化・インターネット等を推進する為、情報通信システムの整備による行政情報の提供と共有化により、行政と住民との信頼関係の構築を進め、住民が行政運営に参加できるように開かれた行政を目指します。

窓口事務の効率化と窓口サービスの向上

各種申請事務手続きの迅速化、窓口事務の効率化を図るための組織体制の見直しとシステム構築に努めます。

既存の枠組みや従来の方法にとらわれない柔軟な姿勢と、各課の連携の基に迅速・適切な接遇に努めるとともに、窓口の集約化など住民の利便性の向上に努めます。

効率的な組織・機構の見直し

多様化する住民ニーズや、社会経済情勢の変化に対応できる施策を総合的かつ機能的に実施するため、課の統廃合、総合支所の見直し、総合支所の課制廃止などを検討し、簡素な組織・機構の体制づくりを推進します。

組織の簡素化、合理化及び定員の適正化を図るため、また、新たな行政課題や多様化する住民ニーズに応えられる組織機構の見直しを図ります。

(2)持続可能な財政基盤の確立と財政の健全化

木曾町においては、いまだ景気の低迷による税収の減少、先行きが見えない地方交付税の削減など町の財政は非常に厳しいものとなっています。

また、一方では、地方分権の推進が実施の段階となり、地方自治体の果たすべき役割は大きく、行財政需要もますます増大することが予想されます。

行政の事務事業の費用対効果・地域バランス・収支のバランスがとれた計画的かつ健全な財政運営を図ります。

計画的な財政運営

財政の健全化を図り、限られた財源の中で満足度の高い行政サービスを提供できるよう予算の執行については、長期的な視点を持ち、計画的な財政運営を行います。

特に、地方交付税制度改正等国の動向が不透明である今日、将来町が危機的状况に対処できる財政面の環境づくりのため、地域振興基金の創設等基金の積み増しや起債償還の前倒し償還など、厳しい中でも健全財政に積極的に取り組みます。

財政指標の公開

町の財政状況を正しく知っていただくため、効果的でわかりやすい手法を用いて、様々な情報を積極的に公開します。

健全な財政運営に資する事業評価の検討

計画的で健全な財政運営を行うためには、要望のあるすべての事業を行うことは困難であり、無秩序な事業執行は公債費を増嵩させるばかりでなく、自治体の存続にも関わることになるので、事業の優先度を明確にし、予算に応じた事業の選択が必要であります。

さらに、事業の優先度は、費用対効果、住民の必要度等を総合的に判断し公平、公正な事業執行に努めます。

自主財源の確保

町民の視点に立ったより質の高いサービスを提供するため、公平公正な町税の収入確保が不可欠であることから徴収対策の強化による徴収率の向上を図ります。

また、使用料、手数料等については、受益者負担の基本原則の考え方に立ち、受益と負担の公平性の確保を図るなど、施設やサービスの有料化を常に検証し、自主財源の確保に努めます。

さらに、総合計画、土地利用計画を策定し、企業誘致の積極的な展開による税収の増、未利用町有地の有効活用と遊休地の払い下げなどにより財源確保を図ります。

(3) 行政評価制度の導入による事務事業の見直し

限られた財源の中で、より効率的かつ効果的な事務執行を行うため、受益と負担の公平性の確保、経費負担のあり方、費用対効果を分析する手法として行政評価制度の導入により、一層の事務事業の整理合理化を推進します。

徹底した事務経費の削減及び補助金等の見直し

町村合併により930事務事業について廃止、見直しを検討してきましたが、IT技術・通信技術を活用した事務改善や事務事業の委託など新たな視点を持って今後においても継続的に見直ししながら、引き続き経費の削減に努めます。

補助金等については、引き続き行政効果等の精査に努め、見直し、費用負担のあり方など整理合理化を進めます。

民間委託等の積極的な活用

行政としての責任を明確にしたうえで、より効率的かつ効果的な事務事業を推進するため、町内施設の指定管理者制度の導入により、民間ノウハウを積極的に活用します。また、PFIの導入についても検討します。

事務事業の簡素効率化

町村合併による事務事業の見直しを実施しましたが、引き続き簡素効率化を進め経費節減に努めます。

また、行政評価制度を導入し、施策や事務事業の成果をできるだけ客観的な指標を用いて評価し、事務事業の見直しや重点化施策の検討に役立てることにより、簡素、効率的で成果重視の行政運営を目指します。

町が加入している各種協議会等に対する負担金の削減、廃止

各種協議会等に対する負担金については、負担の軽減、又は廃止を検討し、加入のメリットが低い団体からの脱退も検討します。

委員会・審議会等の見直し

町が単独で設置している委員会、審議会等については、社会経済情勢の変化等を踏ま

職員は、公務に携わっていることを強く自覚するとともに、不正には厳しい態度で望むという意思を明確にし、常に綱紀肅正に努めます。

え、その設置目的、業務の性格、内容、活動状況、機能などを検証するとともに、可能な限り整理合理化を図り、効率的な運営と適正化に努める。

新交通システムの導入と適正な運行

地域の公共交通機関である民間バス会社との提携により、新しい交通システムを導入して、その運行経路や料金などを住民の利便性に配慮しながら事業の効率性を検討し、住民サービスの確保と地域の足の確保の為、適正な運行に努めます。

(4)職員数の適正化と人事評価制度の導入

新規の行政需要による業務量の増加に対しては、組織の再編統合を検討し、適正な配置転換等に対応し、段階的に職員の計画的削減、抑制をするほか、適正な人事管理に努めます。

地方分権により、職員には今まで以上に高い法制執務能力や高度なコミュニケーション能力が求められおり、組織を活性化させるための資質の高い人材を確保するとともに、職員意識を喚起するための研修制度に積極的に派遣し資質の向上に努めます。

給与制度については、国及び地方公共団体の実態及び人事院勧告を勘案した給与水準の適正化に努め、常に事務の効率化を図って、人件費の抑制や縮減に努め、さらに人事評価制度を導入して適正な人事管理を確立します。又、住民の理解と協力を得るため職員定数・給与等の公表も積極的に行います。

定員管理の適正化

定員適正化計画に基づき、計画的な職員の採用・削減を考慮し、組織を見直しながら、適正な人員配置・定員管理に努めます。

今後の財政状況の推移、行政需要の動向などを勘案しながら、定数の計画的な削減と適正な人員の確保に努めます。

給与の適正化

国や他の地方公共団体との均衡を考慮して、今後も適正な給与水準を確保するとともに、職員の諸手当についても見直しを図ります。

人事評価制度の導入

組織を活性化させ、業務効率を高めるためには、職員研修を充実させるとともに個々の職員が持つ能力を最大限に発揮させることが重要であります。

職員の意識を喚起させる手法として、職務実績を適正に評価し、待遇に反映させる人事評価制度を導入します。

人材育成の確保

分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成するため、各種研修機関等への参加、内部・外部研修の充実など、職員としての資質向上を図るため「人材育成基本方針」を策定し、人材育成に努めます。

職員倫理の向上

(5) 公共施設等の指定管理者制度の導入及び運営の合理化

公共施設等の管理運営については、更なる住民サービスの向上と運営の効率化を図るため、指定管理者制度の導入による民間活力の活用やボランティア等の協力関係を積極的に推進するなど、公共施設の運営形態の見直し、施設管理の一元化や運営の合理化・民営化を推進します。

指定管理者制度による民間委託の推進

公共施設を民間等に委託した方が効率的で効果的な行政サービスの向上につながるものについては、積極的に指定管理者制度を導入し民間委託の推進を図ります。

町有財産の適正な管理と有効活用

利用度及び効果の少ない施設や財産については、他の公共施設への転用や地域住民組織、ボランティア団体の利用推進を図るほか、費用対効果の面から利用料等の徴収や売却等も含めた適正管理に努めます。

時代に即した保育・教育体制づくり

少子化に伴う乳幼児・児童・生徒数の推移を見極め、教育的な効果が充分発揮される環境を作るために、規模の適正化及び統合などを研究し、時代に即応した保育・教育体制づくりを目指します。

(6) 外郭団体の運営見直し

外郭団体の組織の合理化、健全化を推進し、行政ニーズに対応できる体制づくりを推進します。

(7) 町民と行政の協働による町政の推進

今後のまちづくりにあたっては、「地域自治組織」を中心として、町民・地域・各種団体等の町政への参加が重要であり、地域の課題や要望に対応し、簡素で効率的な住民参加型行政を実現するため、地域自治組織における各種委員会や自治会、各種ボランティア団体等と積極的な連携・強化を図り、「木曽町まちづくり条例」を基本理念とし個性あるまちづくりに努めます。

民間ボランティア組織の育成と既存の組織を活用しての活動の促進。

行政と町民の役割分担の明確化と相互連携。

町民の自主的かつ自立的な町づくり活動の支援

第5 おわりに

行政改革大綱及び実施計画(集中改革プラン)の進捗状況等については、随時行政改革推進委員会を開催して実施状況について検証し、結果を町民に公表し、町民の協力、理解が得られるよう努力します。

行財政改革については、国の「三位一体の改革」の動向等国・県等の情報を的確に把握して、常にあるべき行政のあり方を問い直しながら、木曽町行政改革大綱を基本とし町職員、町民一体となって推進していきます。

